



東区ふれあいマーク

## 結婚したときの主な手続き(区役所関連)

札幌市東区役所  
TEL(代)741-2400

届出後に戸籍の謄抄本等をとることができるのは、  
 1、札幌市東区分 → 月 日からです。  
 2、他の市区町村分 → おおむね10日から2週間程度かかると思われますが、  
関係本籍地の市区町村戸籍担当課にご確認ください。

※以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は、忘れずに手続きをしてください。手続きについてのおたずねは、それぞれの担当の窓口でお願いいたします。

チェック	必要な手続き	持参するもの	手続きのしかた・手続きの必要な方	窓口 (各課直通のダイヤルイン番号)
	マイナンバーカードの氏名・住所等の変更	マイナンバーカード	氏名、住所を変更した場合、住所地の市区町村のマイナンバー担当窓口に持参すれば、カードに新しい氏名や住所を記載します。 ※本人・同一世帯員以外の人がカードを持参する場合は、あらかじめご相談してください。	1階⑤番 戸籍住民課 (741-2449)
	住民票の住所変更		婚姻届だけでは住民票の住所は変わりませんので、引越しされた方は別途手続きをしてください。また、同じ住所でも世帯主を変更する場合は届出が必要です。	
	印鑑登録		氏の印鑑で登録していた場合は、氏が変更されることにより自動的に印鑑登録が廃止されますので、登録証を返還してください。名の印鑑で登録していた場合は、氏が変更されてもそのまま登録証は使用できます。	
国民健康保険の変更	新旧世帯主両方の国民健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ		国民健康保険加入者で別の国民健康保険加入世帯へ移った場合	1階⑧番 保険年金課 (741-2532)
	国民健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせと新しく加入した社会保険などの健康保険の資格確認書など		国民健康保険加入者が社会保険など他の健康保険の扶養に入った場合	
介護保険の変更	被保険者証		氏名、住所を変更した場合	
国民年金 (1号から3号被保険者への変更手続き)			厚生(共済)年金に加入されている方の被扶養配偶者となった場合は、第3号被保険者届を配偶者の事業主を経由して年金事務所に提出する必要があります。	札幌東年金事務所 (白石区菊水1条3丁目1-1) TEL:832-5394
国民年金の変更 (受給中の方)	年金証書・印鑑等		氏名や住所、支払機関が変更になる方は、受給権者氏名変更届や住所・支払機関変更届が必要になります。詳しくは窓口へお問い合わせください。	1階⑥番 保険年金課 (741-2543)
児童手当	健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ等		手当を受給されていた方が結婚されたときは受給者の変更や手当の消滅(資格喪失)手続きが必要になる場合がありますので、窓口へお問い合わせください。	2階②番 保健福祉課 (741-2461)
特別児童扶養手当				
児童扶養手当の喪失	手当証書		手当の支給を受けていた方は、窓口へお問い合わせください。	
災害遭児手当の消滅			手当の支給を受けていた方は、窓口へお問い合わせください(遭児の父または母のとき)。	
母子寡婦福祉資金の貸付停止			資金の貸し付けを受けていた方は、窓口へお問い合わせください。	東保健センター2階 健康・子ども課 ((代) 711-3211)
身体障害者手帳の変更	身体障害者手帳			2階③番 保健福祉課 (741-2466)
療育手帳の変更	療育手帳			
精神障害者保健福祉手帳の変更	障害者手帳 (精神障害者保健福祉手帳)		氏名、住所を変更した場合、新住所で手続きが必要です。	